

## 島根県消費者センター条例の改正案について

環境生活部環境生活総務課  
消費とくらしの安全室

### 1. 趣旨

- (1) 消費者安全法が改正され、消費生活センターの組織運営等に関することについては各自治体が条例で定めるとされたことから、島根県消費者センター条例に必要な事項を盛り込む。
- (2) この条例改正案は、来る 2 月県議会に上程する予定。

### 2. 現行の島根県消費者センター条例

- (1) 制 定：昭和 46 年 3 月 12 日(同年 4 月 1 日施行)
- (2) 一部改正：平成 21 年 10 月 16 日(同日施行)  
改正内容：平成 21 年の消費者安全法の制定に伴い、島根県消費者センターを同法に規定する「消費生活センター」として位置づける旨を明記

### 3. 改正案の概要

- (1) 知事は、消費者センター（以下「センター」という。）を設置したときは、遅滞なく、センターの名称及び住所並びに消費生活相談の事務を行う日及び時間を告示しなければならないこと。（※第 2 条第 3 項）
- (2) センターに、センターの長その他必要な職員を置くこと。（※第 4 条）
- (3) センターに、消費生活相談員資格試験に合格した者（（4）において「合格者」という。）又はこれと同等以上の専門的な知識及び技術を有すると知事が認める者を消費生活相談員として置くこと。（※第 5 条）
- (4) 知事は、（3）の規定により置く消費生活相談員については、合格者とするよう努めるものとする。（※第 5 条第 2 項）
- (5) 知事は、消費生活相談等の事務の実施により得られた情報の適切な管理のために必要な措置を講ずること。（※第 6 条）

### 4. 施行期日      平成 28 年 4 月 1 日（予定）